

監査委員公表第3号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別添「定期監査結果報告書（令和3年度市立学校定期監査）」のとおり公表します。

令和4年3月30日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 出 口 眞 琴

定 期 監 査 結 果 報 告 書

(令和3年度市立学校定期監査)

三 浦 市 監 査 委 員

1 監査の種別 地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象校 上宮田小学校、剣崎小学校

3 監査の対象範囲

令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日まで）の市費をもって執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間 令和 4 年 1 月 6 日～令和 4 年 2 月 7 日

5 監査の実施場所

各校及び三浦市役所第 2 分館監査委員事務局

6 監査実施上の着眼点

- (1) 支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に執行されているか。
- (3) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (4) その他財務の事務執行に関連する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 財産等の管理 財産等が適切に管理されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 金券類、備品、施設及びその他資産等の財産が適切に管理されているかを立会により確認した。
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に校長、教頭及び関係職員から説明を聴取した。
- (5) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し行った。

9 監査の結果

前記 1 から 8 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の

合理化に努めていると概ね認められた。

ただし、学校施設の維持管理の状況に関しては、体育館の床面の不良、消防設備の不具合、校舎窓枠からのガラス窓の脱落等、危険な箇所がいくつか見受けられ、児童の安全確保の観点から、応急処置も含め何らかの対応が必要な状況が確認された。

また、その他事務処理上の一部に改善を要すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

なお、今回の監査の結果に基づき必要があると認めたので、地方自治法第 199条第10項の規定によりこの監査の結果に関する報告に添えて、別紙のとおり意見を提出するので申し添える。

(以 上)

監 査 委 員 意 見

今回の令和3年度市立学校定期監査（以下「定期監査」という。）の結果に基づき必要があると認めたので、地方自治法第199条第10項の規定により1点意見を申し述べたい。

かねてから定期監査の折に申し述べていたことであるが、今回の定期監査においても、学校から工事の実施要望がなされている修繕工事が必要な学校施設設備が複数箇所見られ、更に前回実施した定期監査においても要望されているもので継続して要望されているものが散見された。

学校施設の修繕が進まない要因は、本市の財政状況によるところが大きいですが、それ以外にも、枠配分方式による予算編成のため学校施設の修繕の優先度が市全体における優先度となっていないこと、管理する施設数に対し教育委員会所属の技術職員数が不足していること、学校校務員業務の委託化により対応可能な応急処置の範囲が狭まったこと、将来的な統廃合に向けて集中的な設備投資を行いにくいこと、それに伴い長寿命化修繕計画の策定が遅れていること等が考えられよう。

要因はいろいろ考えられるけれども、児童が安全な学校生活を送るために必要な修繕等は、最優先事項として、応急的な対応を含め万全を期していただきたい。

また、学校施設の維持管理に関し、ふるさと納税の活用を含め、予算確保に努めていただきたい。

なお、劣化や損傷が軽微なうちに修繕を行うほうがそれらが深刻化してから大規模な修繕を行うよりもライフサイクルコストの縮減が期待できることから、今後、計画的なメンテナンスサイクルを確立し、効率的な施設管理を行われるよう、監査委員の意見として申し添えるものである。

（ 以 上 ）